
第5章

計画の推進に向けて

5-1 計画の推進体制

5-2 計画の進行管理

5-1 計画の推進体制

(1) 各主体の緑の保全・創出に関する取組の推進

計画のキャッチフレーズである『活かす緑 “水” “風” “まち”』の実現にあたり、行政だけでなく、市民、事業者も主体となって取り組みます。

市民は、緑の保全と創出に努めるとともに、市が実施する緑花施策に協力します。

事業者は、緑の保全と創出に必要な措置を自主的かつ積極的に講ずるとともに、市が実施する緑花施策に協力します。また、事業活動によって緑が損なわれるような際は、自らの責任の負担において、緑化に努めます。その他、緑の保全と創出に関する社会貢献に努めます。

(2) 市民、事業者と行政の協働による取組の推進

基本理念にあるように、市民の憩いの空間が整備されたまちの実現に向けて、市民（及び事業者）と行政が一体となり、公園や緑地、緑道などの水と緑の空間創出、ため池、農地、樹林地などの自然と景観の保全を行います。

(3) 庁内関係課の連携による分野横断的な取組の推進

地域が抱える社会問題の解決や一人ひとりの QOL（生活の質）の向上に緑が持つ多機能性を活かしていくため、庁内関係課と連携し、組織・分野横断的に取組を推進します。

5-2 計画の進行管理

(1) 「大府市緑化推進委員会」による点検・評価

「大府市緑の基本計画の進捗管理に関すること」を調査審議する「大府市緑化推進委員会」により、施策の実施状況や計画目標の達成状況等の点検・評価を行います。

(2) 評価結果の公表と計画の見直し

施策の実施状況や計画目標の達成状況等の点検・評価結果は、毎年、市ホームページで公表するとともに、市民の意見も踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

